3　この政令の施行の際現に旧令第五条の八の規定による変更の認定の申請をしている者又は同条の変更の認定を受けている者がこの政令の施行後にした当該申請又は当該認定に係る変更（新法第九条の九第八項（新法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する変更に限る。）については、新法第九条の九第八項の規定は、適用しない。

4　この政令の施行の際現に旧令第五条の八の変更の認定を受けている者であって、旧令第五条の九（旧令第七条の五において準用する場合を含む。）の認定証の交付を受けていないものに対する認定証の交付については、なお従前の例による。

5　この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の十（旧令第七条の五において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（無害化処理に係る変更の届出に関する経過措置）

第四条　この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の十二第二項（旧令第七条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（産業廃棄物処理業等の許可の更新期間に関する経過措置）

第五条　この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項の許可を受けている者が、その許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。以下同じ。）の満了の日までの間に、環境省令で定めるところにより、この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の九第二号の基準に相当するものとして環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事（指定都市の長等（新令第二十七条第一項に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。）の法第十四条第一項の許可を受けている者にあっては、当該指定都市の長等）の確認を受けたときは、当該許可の有効期間は、新令第六条の九の規定にかかわらず、七年とする。

2　前項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条第六項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前項中「同条第三項」とあるのは「同条第八項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十一第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十一の」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条の四第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「同条第三項」とあるのは「第十四条の四第三項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十三第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十三の」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条の四第六項の許可を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「同条第三項」とあるのは「第十四条の四第八項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十四第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十四の」と読み替えるものとする。

（政令で定める市の長による許可に関する経過措置）

第六条　この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第十四条第一項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第二条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第十四条第一項の許可又は法第十四条の二第一項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第十四条第二項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2　この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第十四条の四第一項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第二条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第十四条の四第一項の許可又は法第十四条の五第一項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第十四条の四第二項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「第十三条」を「第七条の四において読み替えて準用する第五条の五及び第十三条」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第八条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表㈢の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第七項」を「第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九項又は第十五条の二の六」を「第十項又は第十五条の二の七」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

第九条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の五（再生利用に係る変更の認定）」を「同法第九条の八第六項」に、「同項に規定する一般廃棄物処理施設」を「もの」に改め、同条第五項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三（再生利用に係る変更の認定等）において準用する同令第五条の五」を「同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する同法第九条の八第六項」に、「同項に規定する産業廃棄物処理施設」を「もの」に改める。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第十条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「第九条の三第七項又は第十五条の二の五第一項」を「第九条の三第八項又は第十五条の二の六第一項」に改める。

別表第四の二の項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十一条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表九十九の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

総務大臣　片山　善博
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　直人